

事務連絡  
令和5年3月16日

障害福祉サービス等事業所 開設者 様

富山県厚生部障害福祉課長  
富山県厚生部健康対策室健康課長  
[ 公 印 省 略 ]

令和5年度障害福祉サービス等処遇改善計画書（福祉・介護職員処遇改善計画書、福祉・介護職員等特定処遇改善計画書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書）の提出について

このことについて、別紙のとおり、厚生労働省から通知（「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）がありましたので、令和5年度に福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する事業者は、当該通知を確認のうえ、次のとおり提出されるようお願いいたします。

## 記

### 1 提出書類

- (1) 障害福祉サービス等処遇改善計画書[別紙様式2-1]
  - (2) 福祉・介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）[別紙様式2-2]
  - (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）[別紙様式2-3]
  - (4) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書（施設・事業所別個表）[別紙様式2-4]
  - (5) 障害福祉サービス等処遇改善計画書（特定加算における職員分の変更特例）  
職員分類の変更特例に係る報告[別紙様式2-5]（該当ある場合のみ提出）
  - (6) 介護（障害児）給付費算定に係る体制等に関する届出書[加算状況1又は加算状況3]
  - (7) 介護（障害児）給付費算定に係る体制等状況一覧表[加算状況2又は加算状況4]
- ※(1)～(4)については、申請する法人又は事業所単位で提出願います。  
※(6)(7)については、令和5年度から当該加算の算定を開始する場合又は加算区分を変更する場合に提出願います。

### 2 提出先

各指定権者（別紙「提出先一覧」参照）

<提出先が県の場合>

《郵送の場合》

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号 富山県厚生部障害福祉課（又は健康対策室健康課）  
封筒に「令和5年度処遇改善計画書在中」と記載（朱書）願います。

《電子申請の場合》

提出用フォーム <https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/d3FW54U7>

### 3 提出期限

- 令和5年4月又は5月から算定する場合  
令和5年4月14日（金）【必着】

※計画書の提出が提出期限に間に合わない場合、当該加算の算定開始は令和5年6月以降になります。(令和5年4月及び5月は算定できません。)

○ **年度の途中（令和5年6月以降）から算定する場合**

加算算定開始月の前々月の末日（例：6月1日から算定する場合は4月末日）

**4 令和5年度の主な見直し事項（計画書に関するものに限る（詳細は国概要使用を参照））**

- 計画書における前年度と今年度の賃金額比較の省略
- 計画書における事業所ごとの賃金総額等の記載の省略

**5 留意事項**

- 加算算定及び計画書の作成にあたっては、厚生労働省からの通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日付け障障発 0310 第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）及び記入例を必ずご確認ください。
- 令和5年度の計画書の様式は、令和4年度の計画書の様式とは異なっておりますのでご注意ください。

**【事務担当】**

障害福祉課自立支援係

TEL 076-444-3212

健康対策室健康課精神保健福祉担当

TEL 076-444-3223